

(利用者の皆様へ)

令和4年3月18日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

「利用条件の解除（店内利用の再開）」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

まん延防止等重点措置の解除に伴い、Go To Eat お食事券の利用条件（店内利用制限）は、下記のとおり3月22日（火）から解除されますので、お知らせいたします。

記

1. 利用制限の解除（店内利用の再開）

解除日 令和4年3月22日（火）から

内容 利用制限（テイクアウト・デリバリーに限る）の解除。

※ 3月22日（火）から、店内利用が再開されます。

2. 販売期限 令和4年4月10日（日）まで

※金融機関等での販売は「4月8日（金）」まで（平日のみ）

利用期限 5月10日（火）まで

※ お食事券には「有効期限/令和3年3月31日（水）迄」と記載されていますが、令和4年5月10日（火）まで利用できます。

3. 以下の「感染防止対策の徹底」を引き続き行って下さい。

- ・ 感染防止を徹底している飲食店等を選ぶ
（北海道飲食店感染防止対策認証店など）
- ・ 短時間のご利用 ・ 深酒をしない ・ 大声を出さない
- ・ 会話時のマスク着用 ・ 咳エチケット ・ 食事前の手洗い、消毒
- ・ 発熱等の場合、来店しない
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、
コロナ通知システムへの登録
- ・ 店舗が行う感染防止対策への協力 など

★特に大人数の飲食の際は、より一層の感染対策をお願いします。